

定款変更案

一般社団法人熊本県作業療法士会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下、「本会」という。)は、一般社団法人熊本県作業療法士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、作業療法の伸展と知識の普及を図り、医療・保健・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学会、研修会、講習会などの開催に関する事
- (2) 作業療法の調査研究に関する事
- (3) 作業療法の刊行物の発行に関する事
- (4) 作業療法の普及活動に関する事
- (5) 作業療法士の教育の向上に関する事
- (6) 作業療法士の社会的地位の向上に関する事
- (7) 内外関係団体との提携交流に関する事
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条による作業療法士の免許を有し、熊本県内に居住もしくは勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 本会の事業に著名な功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員の代表(代議員)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員とする。

- (1) 社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合を持って選出される代議員とする。端数の取り扱いについては理事会で定める。
- (2) 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は理事会において定める。
- (3) 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- (4) 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(5) 第2項の代議員選挙は、4年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が締結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

(6) 代議員が欠けた場合は、欠員が生じた選挙区において補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(7) 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

①当該候補者が補欠の代議員である旨

②当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

③同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

(8) 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

(9) 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

①法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

②法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

③法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

④法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

⑤法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

⑥法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

⑦法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

⑧法人法第249条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(10) 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員については経費の負担は負わない。

2 既納の会費その他の拠出金は会員が任意退会や会員資格を喪失した場合でも返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を

書面で通知するとともに、除名の議決を行なう社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。
- (4) 第5条第1号に規定する資格を失ったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は総社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬の支給の基準
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、法人法上の定時社員総会として定時総会を毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員等の報酬、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときはその議案の概要(確定してない場合はその旨)を含む。
 - (3) 社員総会に出席しない社員が議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類
- 4 会長は社員総会の日の2週間前までに、社員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

(議長)

第15条 社員総会の議長はその総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって出席した社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。なお、理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することとするときは、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合は、その社員は社員総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第1項の議決権に算入する。

5 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その社員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第1項の議決権に算入する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

(社員総会運営規定)

第19条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める社員総会運営規定による。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名を副会長、1名を専務理事とする。

4 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちに、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計が、理事総数(現在数)の3分の1を越えて含まれることにはならない。

4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第6章 理事会

（構成）

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第2号及び第6号の書類を除き社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(7) 財産目録

2 社員総会に提出された書類のうち、第1号及び第3号の書類についてはその内容を社員総会に報告し、その他の書類については社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の理事は以下のものとする。

青山 和美

今田 吉彦

上村 英輝

牛島 由紀雄

内田 正剛

有働 正二郎

木浦 扇

北原 浩生

木村 伊津子

島崎 一也

陣内 大輔

高木 勝隆

田尻 威雅

富田 伸

中村 裕美

藤木 昭彦

本田 直

山木 泰子

山崎 孝文

4 本会の最初の会長は以下のものとする。

会長 島崎一也

5 本会の最初の副会長は以下のものとする。

副会長 牛島 由紀雄

副会長 高木 勝隆

6 本会の最初の専務理事は以下のものとする。

専務理事 本田 直

7 本会の最初の監事は以下のものとする。

木ノ下 高雄

中島 雪彦

8 社団法人熊本県作業療法士会の定款は、附則第2項に規定する解散の登記日に
廃止する。

9 この法律は令和7年9月12日より一部改正により施行する。